

新旧対照表

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種を法に定める対象者（以下「法定接種対象者」という。）として対象となる医師から接種を受けることができず、自ら費用を負担して接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより、子育て世帯等の経済的負担を軽減し、もって市民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（助成の対象者）</p> <p>第2条 助成の対象者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている<u>法定接種対象者であって、別表に規定する予防接種を市長が必要と認める理由で指定医師以外の医師から受けたものとする。</u></p> <p>（助成の額）</p> <p>第3条 助成の額は、<u>別表に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額（インフルエンザについて、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者にあつては、当該額から1,000円を差し引いた額）とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種を法に定める対象者（以下「法定接種対象者」という。）として<u>接種を受けることができず、又は対象となる医師から接種を受けることができず、自ら費用を負担して接種を受けた者に対し、その費用を助成することにより、子育て世帯等の経済的負担を軽減し、もって市民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（助成の対象者）</p> <p>第2条 助成の対象者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>別表第1に規定する対象者が、同表に規定する予防接種を市長の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師（以下「指定医師」という。）から受けた場合（法定接種対象者として接種を受けた場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>法定接種対象者が別表第2に規定する予防接種を市長が必要と認める理由で指定医師以外の医師から受けた場合</u></p> <p>（助成の額）</p> <p>第3条 助成の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる場合に該当する者 別表第1に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に掲げる場合に該当する者 別表第2に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額（インフ</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>別表インフルエンザ</u>の項の規定は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p><u>ルエンザについて、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者</u>にあっては、当該額から1,000円を差し引いた額とする。)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>別表第2インフルエンザ</u>の項の規定は、令和元年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和元年9月30日までに接種を受けた予防接種に係る別表第1に掲げる予防接種の費用の助成の額に限り、同表の規定の適用については、同表4種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）の項中「6,000円」とあるのは「5,890円」と、同表3種混合（ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）の項中「3,200円」とあるのは「3,140円」と、同表2種混合（ジフテリア及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）の項中「2,370円」とあるのは「2,330円」と、同表急性灰白髄炎（ポリオ）の項中「5,420円」とあるのは「5,330円」と、同表麻しん・風しん混合の項中「6,110円」とあるのは「6,000円」と、「5,400円」とあるのは「5,300円」と、同表麻しんの項中「4,320円」とあるのは「4,250円」と、「3,610円」とあるのは「3,540円」と、同表風しんの項中「4,330円」とあるのは「4,250円」と、「3,610円」とあるのは「3,550円」と、同表日本脳炎の項中「3,440円」とあるのは「3,380円」と、同表BCGの項中「4,430円」とあるのは「4,350円」と、同表Hib感染症の項中「4,700円」とあるのは「4,620円」と、同表小児の肺炎球菌感染症の項中「6,390円」とあるのは「6,270円」と、同表ヒトパピローマウイルス感染症の項中「8,260円」とあるのは「8,110円」と、同表水痘の項中「5,260円」とあるのは「5,160円」と、同表B型肝炎の項中「3,970円」とあるのは「3,900円」とする。</u></p> <p>3 <u>令和元年9月30日までに接種を受けた予防接種に係る別表第2に掲げる予</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

防接種の費用の助成の額に限り、同表の規定の適用については、「12,010円」とあるのは「11,790円」と、「6,400円」とあるのは「6,280円」と、「4,750円」とあるのは「4,660円」と、「10,850円」とあるのは「10,660円」と、「12,230円」とあるのは「12,010円」と、「10,800円」とあるのは「10,600円」と、「8,650円」とあるのは「8,500円」と、「7,220円」とあるのは「7,090円」と、「8,660円」とあるのは「8,500円」と、「7,230円」とあるのは「7,100円」と、「7,720円」とあるのは「7,580円」と、「6,890円」とあるのは「6,770円」と、「8,870円」とあるのは「8,710円」と、「9,410円」とあるのは「9,240円」と、「12,780円」とあるのは「12,550円」と、「16,520円」とあるのは「16,220円」と、「10,520円」とあるのは「10,330円」と、「7,950円」とあるのは「7,800円」と、「8,450円」とあるのは「8,290円」とする。

(施行前に予防接種を受けた者についての適用)

- 4 この規則の規定（附則第1項ただし書に規定する規定を除く。）は、この規則の施行の日前に予防接種（別表第2に規定するインフルエンザに係る予防接種を除く。）を受けた者についても適用する。

別表第1（第2条第1号・第3条第1号）

<u>予防接種の種類</u>	<u>対象者</u>	<u>助成の額</u>
<u>4種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）</u>	<u>7歳6か月から14歳までの者</u>	<u>6,000円</u>
<u>3種混合（ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）</u>	<u>7歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>	<u>3,200円</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前	
	2種混合（ジフテリア及び破傷風の予防接種をいう。以下同じ。）	13歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 2,370円
	急性灰白髄炎（ポリオ）	7歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 5,420円
	麻しん・風しん混合	2歳以上3歳未満の者 3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 6,110円 5,400円
	麻しん	2歳以上3歳未満の者 3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 4,320円 3,610円
	風しん	2歳以上3歳未満の者 3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 4,330円 3,610円
	日本脳炎	7歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （平成19年4月1日以前に生まれた者及び平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であつて9歳以上13歳未満の者を除く。） 3,440円
	BCG	1歳以上4歳未満の者（ツベルクリン反応検査結果が陰性の者に限る。） 4,430円
	Hib感染症	5歳以上10歳未満の者（平成25年2月1日以後に生まれた者に限る。） 4,700円
	小児の肺炎球菌感染症	5歳以上6歳未満の者 6,390円

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1131 308 1422 419"><u>ヒトパピローマウイルス感染症</u></td><td data-bbox="1422 308 1877 419"><u>17歳となる日の属する年度の初日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</u></td><td data-bbox="1877 308 2069 419"><u>8,260円</u></td></tr><tr><td data-bbox="1131 419 1422 563"><u>水痘</u></td><td data-bbox="1422 419 1877 563"><u>3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成21年10月2日以後に生まれた者に限る。）</u></td><td data-bbox="1877 419 2069 563"><u>5,260円</u></td></tr><tr><td data-bbox="1131 563 1422 707"><u>B型肝炎</u></td><td data-bbox="1422 563 1877 707"><u>1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成28年4月1日以後に生まれた者に限る。）</u></td><td data-bbox="1877 563 2069 707"><u>3,970円</u></td></tr></table>	<u>ヒトパピローマウイルス感染症</u>	<u>17歳となる日の属する年度の初日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</u>	<u>8,260円</u>	<u>水痘</u>	<u>3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成21年10月2日以後に生まれた者に限る。）</u>	<u>5,260円</u>	<u>B型肝炎</u>	<u>1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成28年4月1日以後に生まれた者に限る。）</u>	<u>3,970円</u>							
<u>ヒトパピローマウイルス感染症</u>	<u>17歳となる日の属する年度の初日から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</u>	<u>8,260円</u>															
<u>水痘</u>	<u>3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成21年10月2日以後に生まれた者に限る。）</u>	<u>5,260円</u>															
<u>B型肝炎</u>	<u>1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（平成28年4月1日以後に生まれた者に限る。）</u>	<u>3,970円</u>															
<p><u>別表（第2条・第3条）</u></p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="185 746 633 786">予防接種の種類</th><th data-bbox="633 746 1108 786">助成の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="185 786 633 826">同 左</td><td data-bbox="633 786 1108 826"></td></tr><tr><td data-bbox="185 826 633 866">BCG</td><td data-bbox="633 826 1108 866"><u>11,140円</u></td></tr><tr><td data-bbox="185 866 633 898">同 左</td><td data-bbox="633 866 1108 898"></td></tr></tbody></table>	予防接種の種類	助成の額	同 左		BCG	<u>11,140円</u>	同 左		<p><u>別表第2（第2条第2号・第3条第2号）</u></p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1153 746 1601 786">予防接種の種類</th><th data-bbox="1601 746 2069 786">助成の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1153 786 1601 826">同 左</td><td data-bbox="1601 786 2069 826"></td></tr><tr><td data-bbox="1153 826 1601 866">BCG</td><td data-bbox="1601 826 2069 866"><u>8,870円</u></td></tr><tr><td data-bbox="1153 866 1601 898">同 左</td><td data-bbox="1601 866 2069 898"></td></tr></tbody></table>	予防接種の種類	助成の額	同 左		BCG	<u>8,870円</u>	同 左	
予防接種の種類	助成の額																
同 左																	
BCG	<u>11,140円</u>																
同 左																	
予防接種の種類	助成の額																
同 左																	
BCG	<u>8,870円</u>																
同 左																	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。